感染対策指針

訪問看護ステーションてくてく（以下「事業所」という）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という）の安全確保のため、平時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

１．基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

２．感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（１）「感染対策委員会」の設置と運営

①適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む事を目的とする。

②委員会メンバー

職　　名	氏　名	権 限 ・ 役 割 な ど
管理者（所長）	星　味希子	委員会運営責任者、全体統括
主任（看護師）	太田　みなみ	運営責任者補佐、運営実務の統括
事業統括ﾏﾈｰｼﾞｬｰ	斉藤　千春	各所への連絡調整、サービス提供の調整

③職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

④委員会は半年に1回以上定期的に開催する。この際、メンバーや内容に相互関係がある他の委員会などと一体化して開催する場合がある。

⑤研修は新規入職時におこなう他、半年に1回以上定期的に開催する。

⑥訓練（シミュレーション）は平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、年1回以上定期的に実施する。

⑥感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（２）平常時の対策

①利用者の健康管理

・既往歴およびワクチン接種状況の把握

・体調把握に努め、体調、様子などを看護記録や申し送りなどで共有する

・利用者および家族に対して、感染対策の方法を指導する

②職員の健康管理

・感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する

・職員は体調管理に努め、出勤前に検温し、体調不良時は管理者に報告する

・感染症対策を教育、指導し、その知識を評価する

・業務中に感染した場合は、速やかに管理者に報告し指示を仰ぐ

③標準的な感染予防策および衛生管理

・感染症対策マニュアルに従い対応する

（３）発生時の対応

①感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

・発生状況の把握

・感染拡大の防止

・医療措置

・市区町村への報告

・保健所及び医療機関との連携

①　感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

・消毒

・サービス実施内容・実施方法の確認

・濃厚接触者への対応　　など

（４）指針の閲覧

「感染対策指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

＜附則＞

本方針は、2024年4月1日から適用する。

＜更新履歴＞

2024.04.01…作成

2024.12.01…委員会設置内容の明示、平時の対策詳細の明示など　2.(1)～(3)

2026.07.15…委員会メンバーの役職変更